

## 議案第 85 号

### 日進市部設置条例の一部改正について

日進市部設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 11 月 28 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、機構改革に伴い、日進市部設置条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 企画部を総合政策部に、市民生活部を生活安全部に、こども福祉部をこども未来部に、建設経済部を都市整備部に改め、産業政策部を新設する。
- (2) 各部の分掌事務を整理する。

日進市部設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市部設置条例(平成12年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p><u>総合政策部</u></p> <p>総務部</p> <p><u>生活安全部</u></p> <p>健康福祉部</p> <p><u>こども未来部</u></p> <p><u>都市整備部</u></p> <p><u>産業政策部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策部</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>土地利用構想に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行政経営に関すること。</u></p> <p>(4) <u>統計に関すること。</u></p> <p>(5) <u>秘書及び儀式に関すること。</u></p> <p>(6) <u>情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1) <u>予算その他財務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>財産管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文書及び庶務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>契約及び検査に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p><u>企画部</u></p> <p>総務部</p> <p><u>市民生活部</u></p> <p>健康福祉部</p> <p><u>こども福祉部</u></p> <p><u>建設経済部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>企画部</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>土地利用計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>行政経営に関すること。</u></p> <p>(5) <u>統計に関すること。</u></p> <p>(6) <u>秘書及び儀式に関すること。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1) <u>文書及び庶務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>契約及び検査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>予算その他財務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>財産管理に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

(7) 略

生活安全部

(1)～(4) 略

(5) 危機管理に関すること。

(6) 防犯、交通安全及び交通対策に関すること。

(7) 環境保全に関すること。

(8) 環境衛生及び公害に関すること。

健康福祉部

(1) 略

(2) 介護保険に関すること。

(3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(4) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

(5) 健康づくりに関すること。

こども未来部

(1) 児童福祉に関すること。

(2) 子ども・子育て支援に関すること。

都市整備部

(1) 略

(2) 住宅及び建築に関すること。

(3) 公園及び緑地に関すること。

(4) 道路、河川、橋梁及び土木に関すること。

(5) 略

(6) 土地区画整理に関すること。

産業政策部

(1) 商工業及び観光に関すること。

(2) スマートインターチェンジ、道の駅等基幹施設の整備に関すること。

(3) 農林水産業に関すること。

(8) 略

市民生活部

(1)～(4) 略

(5) 防犯、交通安全及び交通対策に関すること。

(6) 環境保全に関すること。

(7) 環境衛生及び公害に関すること。

(8) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

健康福祉部

(1) 略

(2) 健康づくりに関すること。

(3) 介護保険に関すること。

(4) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

こども福祉部

児童福祉に関すること。

建設経済部

(1) 略

(2) 公園及び緑地に関すること。

(3) 道路、河川、橋梁及び土木に関すること。

(4) 土地区画整理に関すること。

(5) 略

(6) 住宅及び建築に関すること。

(7) 商工業及び観光に関すること。

(8) 農林水産業に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。